

行政制度調整表

専門部会	6	上下水道部会	分類	14	農業集落排水料金体系
分科会	2	下水道分科会	調整項目	13	分担金の徴収猶予

中条町担当	上下水道課	管理係	担当者名	
黒川村担当	建設課	下水道係	担当者名	

現況			調整方針		備考																
記載事項	中条町	黒川村																			
猶予ができる場合	災害、盗難等により納入が困難な場合 町長がやむを得ないと認めた場合  (農業集落排水事業受益者分担金徴収猶予基準により決定)		受益者分担金なし		現行のとおりとする。																
	徴収猶予の対象となる建物	徴収猶予率	徴収猶予の期間																		
	1 係争中の建物	100%	判決等係争事由の解決のときまで																		
	2 災害等により損害を受けた受益者の建物	100%	3年以内で町長が認める期間																		
	3 町長がその状況により特に徴収猶予の必要があると認めた建物	町長の認定した率	町長が認定する期間																		
関係法令等	中条町農業集落排水事業分担金徴収条例 中条町農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則																				
			財政への影響額 <span style="float:right">単位：千円</span>																		
				<table border="1"> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計				
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																		
中条町																					
黒川村																					
計																					
			備考 平成15年度当初予算ベース																		